

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和 5年10月 1日 至 令和 6年 9月30日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 栄徳会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 山口県岩国市山手町1丁目10-7

(3) 設立認可年月日 令和 1年10月29日

(4) 設立登記年月日 令和 1年11月11日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する診療所の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	はせがわクリニック	3510812898 /	山口県岩国市山手町1丁目10-7	無し

(2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和 5年11月27日 第4期決算の決定

〃

理事、監事の選任の承認

令和 6年 9月28日 第6期事業計画及び予算の承認

〃

第6期借入金最高限度額の決定

様式 2

法人名 医療法人 栄徳会
 所在地 山口県岩国市山手町 1 丁目 10 - 7

※医療法人整理番号

1	0	0	9	5
---	---	---	---	---

財 産 目 録
 (令和 6 年 9 月 30 日現在)

1. 資 産 額 123,061 千円 /
 2. 負 債 額 70,187 千円 /
 3. 純 資 産 額 52,874 千円 /

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	97,040
B 固 定 資 産	26,021
C 資 産 合 計 (A + B)	123,061
D 負 債 合 計	70,187
E 純 資 産 (C - D)	52,874

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 3

法人名 医療法人 栄徳会
所在地 山口県岩国市山手町 1 丁目 1 0 - 7

※医療法人整理番号 1 0 0 9 5

貸 借 対 照 表
(令和 6 年 9 月 3 0 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	97,040	I 流 動 負 債	7,085
II 固 定 資 産	26,021	II 固 定 負 債	63,102
1 有 形 固 定 資 産	6,562		
2 無 形 固 定 資 産	15	負 債 合 計	70,187
3 そ の 他 の 資 産	19,444	純 資 産 の 部	
		科 目	金 額
		I 基 金	9,000
		II 積 立 金	43,874
		純 資 産 合 計	52,874
資 産 合 計	123,061	負債・純資産合計	123,061

様式 4－2

法人名 医療法人 栄徳会
所在地 山口県岩国市山手町 1 丁目 1 0－7

※医療法人整理番号 1 0 0 9 5

損 益 計 算 書
(自 令和 5 年 1 0 月 1 日 至 令和 6 年 9 月 3 0 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	90,757
2 事業費用	74,837
本来業務事業利益	15,920
事業利益	15,920
II 事業外収益	962
III 事業外費用	189
経常利益	16,693
IV 特別利益	
IV 特別損失	
税引前当期純利益	16,693
法人税等	3,705
当期純利益	12,988

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 栄徳会

理事長 長谷川 大爾 殿

私は、医療法人栄徳会の令和5会計年度（令和5年10月1日から令和6年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 6 年 1 1 月 1 4 日

医療法人 栄徳会

監事 藤 中 秀 幸